

平成27年度施策に関する事後評価書（案）  
（通常評価対象施策）

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指すとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指す。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	897	1,150	1,350	1,305
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	897	897	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	768	1,014	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標	温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度	-
		14億800万	13億5,500万	13億9,000万	14億800万	13億6,400万		10億4,200万	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	政府全体の適応計画の策定	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○
		-	「適応への挑戦2012」作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート	中環審気候変動影響評価等小委員会による審議	「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」(中環審意見具申)	「気候変動の影響への適応計画」策定、閣議決定(平成27年11月27日)	政府全体の適応計画の策定	
	世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	-
		-	LCS-Rnet年次会合(パリ)	LCS-Rnet年次会合(オックスフォード) LoCARNet立ち上げ年次会合(バンコク)	LCS-Rnet及びLoCARNet年次会合(横浜)	LCS-Rnet年次会合(ローマ) LoCARNet年次会合(ボゴール)	LCS-Rnet年次会合(パリ) LoCARNet年次会合(ジョホールバル)	知見共有活動の推進	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	<p>相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出の状況】          &lt;温室効果ガス排出量&gt;          ○平成26年度の温室効果ガス排出量は、前年度比3.1%減(4,400万トン減)となった。これは、機器の効率化、東日本大震災後の節電などの省エネの進展や気候要因に伴う電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善に伴う電力由来のCO2排出量が減少したことが主な要因である。また、2012年に固定価格買取制度が開始したことにより再生可能エネルギーが増加していることや、2011年からエネルギー消費量が減少し続けているというトレンドも要因の一つである。</p> <p>&lt;温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)&gt;          ○平成27年度においては、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合における検討等を踏まえ、7月17日の地球温暖化対策推進本部において、我が国の約束草案を取りまとめ、国連に提出した。          ※我が国の約束草案が決定されたことを受け、2050年80%削減に先立つ中期的な目標として、今回の政策評価書において、2030年度目標を新たな「目標値」とした。          ○また、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合における検討等を踏まえ、2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた地球温暖化対策計画案を3月15日に地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始したところ。          ○さらに、政府自身の活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるため、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)を、平成28年3月15日の地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始したところ。</p> <p>&lt;政府全体の適応計画の策定&gt;          平成27年9月に、気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議を設置した。この連絡会議において、政府の適応計画の案を取りまとめた。その後、平成27年10月から11月にかけて実施したパブリック・コメントの意見も踏まえ、政府全体として気候変動の影響への適応策を計画的かつ総合的に進めるため、政府として初めての気候変動の影響への適応計画を、平成27年11月27日に閣議決定した。</p> <p>&lt;世界全体での低炭素社会の構築推進&gt;          平成27年6月にフランス・パリで第7回LCS-Rnet年次会合を、平成27年10月にマレーシア・ジョホールバルで第4回LoCARNet年次会合を行うことで、目標である温室効果ガス削減に向けて、知見共有の観点から貢献した。</p>
	施策の分析	<p>○地球温暖化対策計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、法に基づく少なくとも3年ごとの見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、5年ごとの見直し検討を行う必要がある。</p> <p>○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○今後の長期大幅削減に向け、社会構造やライフスタイルの変革などを含めた目指すべき社会の絵姿を示すため、長期低炭素ビジョンを策定し、パリ協定に基づき各国に求められている「長期低排出発展戦略」の策定に向けて取り組む必要がある。</p> <p>○2030年度26%削減、さらには2050年までに80%削減という目標の達成に向け、地域レベルの温暖化対策の推進、低炭素技術の開発・社会実装等の対策を進める必要がある。</p> <p>○平成27年7月から、低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択などあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を開始した。家庭・業務部門においては4割という大幅削減が必要であり、そのためには、国民一人一人の意識変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を強化する必要がある。</p> <p>○適応は、緩和と並んで地球温暖化対策の車の両輪であり、27年度に適応計画を策定でき、目標を達成した。</p> <p>○先進各国・途上各国の低炭素発展関連の研究機関・研究者等とのネットワーク活動により、連携体制が構築し、科学的知見の共有を行った。</p>	

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  ○目標1-1と1-2を統合し、「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」とした上で、中長期的な地球温暖化対策を一体的に推進する。  ○適応については、適応計画の策定が完了したので、適応計画の記述に従い、計画の進捗管理、気候変動の影響評価、必要に応じた適応計画の見直しを進める。また、平成28年度事前分析表より、新たに目標1-3として「気候変動の影響への適応策の推進」を掲げる。  ○パリ協定で求められている長期の温室効果ガス低排出発展戦略の作成・提出のため、構築された連携体制を活用しつつ、長期的温室効果ガス削減対策研究事業を実施するとともに、長期低炭素ビジョンの策定に取り組む。</p> <p><b>【測定指標】</b>  ○適応については、適応計画の記述に従い、5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施することを、次期目標の測定指標とする。  ○研究成果の施策への活用を次期目標の測定指標とする。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合において「日本の約束草案」の検討を行った。  ○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において「地球温暖化対策計画」の検討を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局  地球温暖化対策課  低炭素社会推進室  研究調査室  国際地球温暖化対策室</p>	<p>作成責任者名  (※記入は任意)</p>	<p>松澤 裕  名倉 良雄  竹本 明生  木野 修宏</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	---	-----------------------------	--	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第2回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進する。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減(原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標)を達成する。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	67,822	95,033	96,178	139,004
		補正予算(b)	1,780	0	0	-
		繰越し等(c)	4,887	5,820	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	74,489	100,853	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	57,911	91,631	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)	
エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	25年度(17年度)							
	12億3,500万(12億1,900万)	11億8,800万	12億2,100万	12億3,500万	11億8,900万		9億2,700万(12億2,400万)	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	25年度(17年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)	
	1億3,440万(1億4,990万)	1億3,260万	1億3,330万	1億3,410万	1億3,250万		1億2,350万(1億2,980万)	-
年度ごとの目標	-	-	-	-	-			
代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	25年度(17年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)	
	3,860万(2,770万)	3,360万	3,630万	3,880万	4,200万		2,890万(4,560万)	-
年度ごとの目標	-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)  (判断根拠)	相当程度進展あり  【温室効果ガスの排出の状況】 ＜エネルギー起源CO2排出量＞ ○平成26年度のエネルギー起源CO2排出量は前年度比3.7%減となった。これは、電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善による電力由来のCO2排出量が減少したことが主な要因である。  ＜非エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量＞ ○平成26年度非エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量は前年度比1.2%減となった。これは、工業プロセス及び製品の使用分野において排出量が減少したことや、農業分野(家畜の消化管内発酵、稲作等)において排出量が減少したこと等による。  ＜代替フロン等4ガスの排出量＞ ○平成26年度の代替フロン等4ガスの排出量は前年度比8.3%増となった。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCへの代替に伴い、冷媒分野において排出量が増加したこと等による。  【温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)】 ○平成27年度においては、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合における検討等を踏まえ、4月30日に我が国の約束草案(要綱案)を提示、同要綱案を基に、6月2日の地球温暖化対策推進本部において、我が国の約束草案の政府原案を取りまとめた。さらに、パブリックコメントを経て、7月17日の同本部において、我が国の約束草案を取りまとめ、国連に提出した。 ※我が国の約束草案が決定されたことを受け、2050年80%削減に先立つ中期的な目標として、今回の政策評価書において、2030年度目標を新たな「目標値」とした。 ○また、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合における検討等を踏まえ、2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた地球温暖化対策計画案を、平成28年3月15日の地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始したところ。 ○さらに、政府自身の活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるため、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)を、平成28年3月15日の地球温暖化対策推進本部にて決定し、パブリックコメントを開始したところ。
	施策の分析		○2030年度に2013年度比で26%削減(2005年度比25.4%削減)するとの我が国の中期目標及び2020年度に2005年度比で3.8%以上削減するとの目標の達成に向け、各主体が取り組むべき対策や国の施策を位置付けた地球温暖化対策計画に基づき、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。 ○地球温暖化対策計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、法に基づく少なくとも3年ごとの見直し検討を行う必要がある。 ○政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の閣議決定後、毎年の進捗点検、5年ごとの見直し検討を行う必要がある。
	次期目標等への反映の方向性		【施策】 ○目標1-1と1-2を統合し、「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」とした上で、中長期的な地球温暖化対策を一体的に推進する。  【測定指標】 ○施策体系の変更にあわせ、測定指標についても見直す。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同会合において「日本の約束草案」の検討を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において「地球温暖化対策計画」の検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素社会推進室 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	松澤 裕 名倉 良雄 馬場 康弘	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--	--------------------	------------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-③)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。また2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出削減目標のうち、森林吸収源については、約2.0%の吸収量の確保を目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23	33	34	28
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	23	33	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		24	29	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成
		温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	42年度(32年度)
	-	5,160万	5,280万	6,100万	5,790万	H29年4月集計予定	約3,700万(約4,690万)		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
インベントリ報告改善件数		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	-
		-	15	16	20	22	6	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>○H32(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO2以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO2の確保を目標としている。また、H42(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO2、他吸収源をあわせて計約3,700万t-CO2の確保を目標としている。</p> <p>○H27年度の吸収量の数値はH32年度目標値を十分上回っているが、今後高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意する必要がある。</p> <p>○インベントリ報告改善件数がH27年度に減少しているが、これは①H25、26年度は算定方法ガイドラインが改正された最初の2年であったため、特に改善点が多かったこと、②H27年度は毎年実施されていたインベントリの審査が無く(延期された)、審査結果に伴うインベントリの改善がなされなかったことによる。</p> <p>○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のありかたについて、学識者の意見を聴取し、我が国のインベントリの報告内容を改善した。ここで取りまとめられた成果は、国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用された。</p>	
	施策の分析	<p>○本施策は、我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるために重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p>	

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b>  ○平成28年度事前分析表より、中長期的な地球温暖化対策として目標1-1「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」に含めることとする。  ○H32(2020)年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。  ○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。  ○さらに、H27年12月に合意されたパリ協定(気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み)の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><b>【測定指標】</b>  ○測定指標は引き続き温室効果ガス吸収量を用いる。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。</p>
-----------------------------	---

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>竹本 明生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	------------------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-④)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	途上国において優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度(JCM)の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,949	16,297	15,979	16,958
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	1,038	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	9,949	17,335	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	8,150	13,920	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻めの地球温暖化外交戦略(ACE 2.0)(平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告)</li> <li>・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)</li> <li>・日本再興戦略2015(平成27年6月30日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	JCMパートナー国数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	28年度	
	8	2	8	2	4	-	16	○	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	平成28年3月末時点で、JCMパートナー国は16か国。その他複数の国と協議を進めており、「平成28年までに16か国」の目標は達成した。
	施策の分析	攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))及び日本再興戦略に位置付けられている通り、平成28年までにJCMパートナー国数を16か国まで増やすことを目標に途上国との協議を実施した。また、平成28年3月末時点で14か国で計58件のJCM資金支援事業を実施中であり、うち既に4か国との間で8件がJCMプロジェクトとして登録済みである。	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○平成28年度事前分析表より、目標1-2「世界全体での抜本的な排出削減等への貢献」に含めることとする。</p> <p>○具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○地球温暖化対策計画案及び約束草案において、「JCMにより、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により、2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO2の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる」とされており、この実現に向けて取り組む。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会・産業構造審議会の合同専門家会合において、我が国の約束草案について検討した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室 国際協力室 国際地球温暖化対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	小笠原 靖 水谷 好洋 木野 修宏	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--	--------------------	-------------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

資料1-2

(環境省27-⑤)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	115	236	270	233
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	115	236	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		92	191	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	モントリオール議定書(1987年採択)					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	基準値	実績値					目標値	達成
		元年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	-
		5,562	470	342	335	283	集計中	0	
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	○
		-	4,120	3,736	2,946	2,894	集計中	減少傾向を維持	
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	×
		-	3,958	4,543	4,463	4,424	集計中	増加傾向を維持	

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展有り
			<p>○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2013年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2013年時点で約95%の削減を達成している。</p> <p>○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成25年度までに約70%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、フロン回収・破壊法から名称を変更して平成27年4月1日から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)において、冷媒フロン類対策を強化している。</p> <p>○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、概ね増加傾向を維持している。今後も、フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努め、地球温暖化対策計画案に掲げた回収率7割という目標を平成42年までに達成する必要がある。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>○モントリオール議定書、オゾン層保護法等によるオゾン層破壊物質削減対策は一定の成果を挙げている。 ○一方、回収率の向上や、平成27年4月に施行されたフロン排出抑制法により新たに導入された制度の確実な運用を推進する必要がある。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○オゾン層の保護・回復のため、本施策は不可欠であり、引き続き継続していく。</p> <p>【測定指標】 ○モントリオール議定書に基づく削減計画の目標年であり、地球温暖化対策計画においても目安値を設定している平成32年までは現在の指標について引き続き確認する。 ○地球温暖化対策計画案において冷媒フロン類回収量を平成42年までに7割回収するという目標を掲げていることを踏まえ、次期測定指標における目標を「平成42年度7割回収」とする。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG合同会議を複数回開催し、フロン回収・破壊法の改正に係る指針及び省令・告示に関し、意見を聴取した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 フロン対策室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>馬場 康弘</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	-------------------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑥)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				
施策の概要	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。				
達成すべき目標	環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	685	826	893	862
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	685	826	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	616	744	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)</li> <li>・地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)</li> </ul>				

測定指標	地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	-
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p><b>【国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献】</b></p> <p>○気候変動の国際交渉において2020年以降の枠組みのあり方や制度設計に関する提案を積極的に行い、平成27年末のCOP21において、すべての国が参加する法的文書であるパリ協定を採択した。</p> <p>○「環境」と「貿易」の観点から、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)、世界貿易機構(WTO)等の交渉において、貿易自由化の中でも環境保全への配慮が適切に反映されるよう、人口問題、食料問題などの社会的側面、環境物品・サービスの普及や促進などの経済的側面、気候変動問題、生物多様性などの環境的側面と貿易自由化の関係に関する最新の論点について調査・分析を行い、交渉等に有効な知見が得られた。</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)について、グローバル及びアジア太平洋地域で開催されるハイレベル会合において、我が国の知見をインプットした。また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の政府間交渉会合における議論に積極的に貢献した。</p> <p><b>【アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進】</b></p> <p>○地球環境保全に関して、2015年4月に開催した17回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM17)において、今後5年間(2015年-2019年)に三カ国が協力して実施する「環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画」を採択した。具体的には、PM2.5をはじめとする大気汚染や、海洋ごみの問題等が三カ国で取り組むべき課題となっており、大気環境改善分野における二つのワーキンググループの新設、及び海洋ゴミに関するワークショップの開催等を決定した。</p> <p>アジア全域の主要都市では、都市化が進展し、公害等の環境問題が発生し、エネルギー消費が増大する傾向にあり、その持続性の確保が共通の課題となっている。このような状況下、本年3月の環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーにおいて、「環境的に持続可能な都市(ESC)」の実現に向けた活動を拡充することに合意した。</p> <p>○二国間協力においては、ベトナム、シンガポール、イラン、インドネシアと環境政策対話を開催し、気候変動や大気汚染、廃棄物等を中心に意見交換を行い、更なる協力の強化に合意した。またモンゴルについては、2011年12月に署名した環境協力覚書期間が終了したところ、2015年5月、覚書の更新に署名、協力内容として気候変動分野で影響評価及び適応計画が追加される等、両国間の更なる協力の可能性を広げた。</p> <p>○米国とは水銀、気候変動等について環境政策対話を実施し、今後の協力としてプロジェクトの形成や事務方での情報交換等を行うことを確認した。</p> <p>○フランスとは、低炭素で環境に優しい社会を構築するための二国間連携に関する協力覚書への署名を実施し、今後の協力活動にあたって日仏両国が共同して行うこととした。</p> <p><b>【国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況】</b></p> <p>○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第42回総会(2015年10月)におけるビューロー(議長団)選挙において、日本人ビューローメンバー(インベントリタスクフォース共同議長)が選出されたことなど、第6次評価サイクル(～2022年)の立ち上げに積極的に貢献した。</p>
	目標達成度合いの測定結果	
施策の分析		<p>○本施策は、地球温暖化対策計画案や地球温暖化対策の推進に関する法律等に基づいて実施するものである。</p> <p>○長期的・継続的な観点から、地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等を計画的かつ着実に進めており、施策目標に有効に寄与している。</p> <p>○今後とも、パリ協定の実施やSDGsの達成などアジアを始めとする各国の課題の解決に向け、国際連携・協力に取り組んでいく。</p>
次期目標等への反映の方向性		<p><b>【施策】</b></p> <p>○我が国が地球環境保全の分野で国際社会をリードするため、引き続き継続していく。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>○年度ごとの目標値がなく、実績がIPCCの報告書の作業進捗のみになっているが、様々なチャネルを活用した国際連携・協力を継続的かつ活発に実施しているため、明確な測定指標を定めて評価すべきである。</p> <p>○アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力がどれほど進んでいるのかを定量的に評価するため、多国間協力案件数及び二国間協力案件数を測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○持続可能な開発目標(SDGs)の実現に必要なガバナンスのための国際制度枠組みについて、学識経験者による検討を行っている。また、SDGsのあり方と、日本の技術と経験を活かした貢献の方途について、さまざまな分野の専門家による国内ワーキンググループを設置することにより、学識経験者の知見を活用している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地球環境局 国際連携課 研究調査室 国際地球温暖化対策室 国際協力室	作成責任者名 (※記入は任意)	関谷 毅史 竹本 明生 木野 修宏 水谷 好洋	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	--	--------------------	----------------------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑦)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。					
達成すべき目標	気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,478	1,487	1,552	1,455
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	1	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,478	1,488	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,416	1,438	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)</li> <li>地球温暖化対策計画(案)(平成28年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</li> </ul>					

測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)	-						-	○
	-	80% (4/5)	0% (0/1)	80% (4/5)	50% (1/2)	100% (1/1)	各年で60%以上	
	年度ごとの目標値	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	60%以上		
各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	○
	-	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	各種成果を施策等に活用	各種成果を施策等に活用	各種成果を施策等に活用	各種成果を閣議決定文書「気候変動の影響への適応計画」の策定等に活用	-	
年度ごとの目標	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	<p>○地球環境保全試験研究費について、業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)を実績値として目標度合いを測定している。平成27年度は1件中1件が4点以上を獲得し、目標は達成された。また、進捗状況の把握のために過去5年間の平均を算出すると、測定指標は71%(10/14)と60%を超えており、目標は達成されている。</p> <p>○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況について、得られたデータや知見等を「気候変動の影響への適応計画」の策定や衛星観測データの分析・公表等、様々な施策に活用しており、目標は達成された。</p>

<p>施策の分析</p>	<p>○本施策は、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)や、地球温暖化対策計画案等に基づく基盤的施策の一つとして実施するものである。</p> <p>○長期的・継続的な観点から実施しているため年度ごとに明確な成果が見えにくい、航空機による温室効果ガスの継続的な観測を始めとする地球温暖化の研究・観測、基盤技術の開発等を計画的かつ着実に進めており、施策目標に有効に寄与している。</p> <p>○我が国が拠出している地球環境戦略研究機関(IGES)やアジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)は、気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、研究者のキャパシティ・ビルディング、国際的なネットワーク構築等に貢献しており、施策目標に有効に寄与している。一例として、IGESにおいては、日本気候リーダーズ・パートナーシップの運営支援を実施している。これは、気候変動対策に係る企業の対話促進、同パートナーシップの強化やUNFCCC締約国会議(COP)の場に集まる世界的な企業や条約事務局等とのネットワーキングの確立を行うなど、気候変動問題に対応する様々なステークホルダーの参画・ネットワーキング構築を支援している。また、APNにおいては、公募地域共同研究プロジェクト(CRRP)を実施して、気候変動の緩和と適応、土地利用、水資源、廃棄物等の分野で研究を行っている。例えば、2014年～2016年には、適応に関する25件の研究を実施しており、研究成果は国際会議で発信されている他、国の政策文書にも反映されている(例:スリランカの国家適応計画)。</p> <p>○また、全球の温室効果ガス濃度を均一な精度で監視できるよう、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」の観測データの精度管理等を行うとともに、分析結果に係る情報提供を実施するなど、施策目標に有効に寄与している。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 地球環境保全の基盤的施策として、本研究調査は重要であり、引き続き継続していく。</p> <p><b>【測定指標】</b> 前者の測定指標については継続的に実施しているため、進捗を明確化するべく過去5年間の平均で評価することとし、目標値は60%とする。 後者の測定指標については具体的な事業内容や行政施策への活用状況が分かる記載とする。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○地球環境保全試験研究について、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。</p> <p>○IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。</p> <p>○APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。</p> <p>○専門家によるGOSATサイエンスチームを運営し、そこでの議論をGOSATの運用に反映させている。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>IPCC第5次評価報告書</p>
----------------------------------	---------------------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>竹本 明生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	------------------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-14)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	888	891	737	652
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	888	891	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	749	779	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成26年度改訂版)(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	△
		25	38	39	38	38	調査中	46	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	42	-	-
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		10	15	15	15	16	調査中	17	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	14~15	-	-
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		56	19	17	18	16	調査中	17	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	23	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 資源生産性については、平成21年度以降横ばい傾向にあり、目標未達となっている。一方、循環利用率及び廃棄物最終処分量は目標値を超過達成している。(なお、25年度の目標値は第二次循環型社会形成推進基本計画時点の数値。)
	施策の分析	測定指標の中で、目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、その改善のためには、GDPの増大、又は天然資源等投入量の削減を図る必要がある。平成21年度以降、GDPはほぼ横ばいであり、一方で、建設需要の増大や、燃料用石炭の消費量の増大等により、天然資源等投入量が増大しており、数値が横ばい又は悪化している。このように、資源生産性は、経済・社会動向によって大きく左右されるため、その数値の評価が難しいところであるが、今後、外的要因を可能な限り排除したり、又は、補助的な指標を用いることで、適正な評価・分析を行っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】 第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)中の指標の妥当性及び指標と実際の取組の関連性については毎年度中央環境審議会循環型社会部会等において検討を行っている。今後も引き続き同計画の指標・目標の妥当性及びその進捗状況についての評価点検を行いながら、同計画の取組の着実な進展を図る。その際、UNEP国際資源パネル等において議論されている物質フロー指標の質の向上、国際的な比較に向けたデータ整備の取組等の国際的な議論を踏まえつつ、当該指標の妥当性等についても検討していく。また、循環再生資源の価格低下によるリサイクル事業者の事業環境の悪化や、循環再生資源の海外流出などを踏まえ、回収・リサイクルの効率化や越境移動等の適正化などの施策を検討していく。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の改善状況について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。</li> <li>・基本計画に記載された施策(2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再使用))に係る施策、地域循環圏に係る施策等)についても、取組を進展させるための方策等について検討会を設置し、専門家の知見を伺った。</li> <li>・上記の取組を含めた循環型社会形成施策全体について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて点検・評価報告書を作成した。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について(平成28年3月中央環境審議会)
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会 推進室長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-15)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	792	741	647	467
		補正予算(b)	500	400	0	0
		繰越し等(c)	△ 3	100	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,289	1,241	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,155	1,107	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度	
		-	「別紙のとおり」						○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
	-	「別紙のとおり」						△	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度		
	-	「別紙のとおり」						×	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」						△	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度		
	-	「別紙のとおり」						○	

測定指標	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	達成
	基準 年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度	○		
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]	基準 年度	実績値					目標値	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	×		
-	「別紙のとおり」								
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体数(全自治体に対する割合)[自治体数(%)]	基準 年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	×		
-	「別紙のとおり」								
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)[%]	基準 年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×		
-	「別紙のとおり」								
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]	基準 年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	×		
-	「別紙のとおり」								
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			
容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]	基準 年度	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	×		
-	「別紙のとおり」								
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-			

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成27年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成26年度は53.1%となっており、平成30年度の目標(56%)に向けて着実に成果を上げている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○小電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成25年度に2万4千トン、平成26年度に5万トンと着実に増加している。また、制度参加自治体数についても25年度に754、平成26年度に1,073と平成30年度の目標に向けて着実に増加している。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なリサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っており、3つの指標を設定している。そのうち、「一般廃棄物のリサイクル率」については、近年横ばいとなっている。「ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。「容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数」については、平成30年度の目標に向けて着実に増加している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量及び実施市町村の指標について、ここ数年向上が見られないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下にくほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進施策が必要である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策・測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月31日)において、「既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべき」とされており、これを踏まえ、今後マテリアルフローの整理を予定している。マテリアルフローの整理に伴い、適宜目標値等について更新を行う予定である。</p> <p>○家電リサイクル法については、法定の再商品化率と製造業者等が実際に達成している再商品化率との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、法定水準を引き上げた(平成27年4月1日施行)。また、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定し、平成28年3月に、家電リサイクル制度の関係主体における連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するためのアクションプランを策定している。</p> <p>○食品リサイクル法については、平成27年7月に策定した新たな基本方針において、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成27年度から平成31年度までの新たな目標(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)を盛り込んだところ。食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつ、それぞれ積極的に役割を果たすことが重要であるとしている。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率の向上のため、引き続き、特定建設資材に係る分別解体等の現状の変化に応じて、適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところであり、安定的な制度の推進を図るため市町村等の参加を促進していく必要がある。小型家電の回収量の目標設定については基本方針において、目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえることとしており、平成28年秋に予定している審議会等の議論を踏まえ、必要な調査・見直しを行う予定である。</p> <p>○資源有効利用促進法については、パソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、平成27年9月に、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会において施行状況の評価・点検がなされた。この中で、現在の自動車破砕残渣の再資源化率に加えて、新たに、解体・破砕段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの進捗に関する目標・指標について検討を行うべきとの指摘を受けた。これを踏まえて、必要な調査・検討を実施する予定である。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、3つの指標の目標値の達成に向けて、引き続き、適切にリサイクルの推進に係る検討を進める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</li> <li>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</li> <li>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</li> <li>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</li> <li>○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)</li> <li>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</li> <li>○第三次循環型社会推進基本計画</li> <li>○一般廃棄物の排出及び処理状況等について(環境省)</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室 長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-16)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	37,694	44,192	48,766	39,085
		補正予算(b)	62,772	33,773	44,771	0
		繰越し等(c)	58,202	19,522	▲ 15,095	
		合計(a+b+c)	158,668	97,487	78,442	
執行額(百万円)	127,308	94,518	76,126			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		55	45	45	45	44	調査中	41	
	年度ごとの目標値	/							
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準	実績値					目標値	達成
		12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		433	357	352	350	346	調査中	325	
	年度ごとの目標	/							
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×
		20	20	20	20	20	調査中	26	
	年度ごとの目標	/							
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○
		6.4	4.8	4.6	4.5	4.3	調査中	5	
	年度ごとの目標	/							
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準	実績値					目標値	達成	
	19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	○	
	50	38	36	35	34	調査中	39		
年度ごとの目標	/								
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準	実績値					目標値	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	当面の間	○	
	33	32	31	30	27	調査中	33		
年度ごとの目標	/								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量、また一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標値を達成する見込みである。 リサイクル率については、目標値に到達しておらず、ここ数年間横ばい状態が続いている。
	施策の分析	○環境省として一般廃棄物の3Rを推進するため、3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)を市町村に示しているが、一層の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○一般廃棄物の3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、循環型社会形成推進交付金制度による廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○3つのガイドライン(①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針)等をさらに市町村が進めるため、市町村への3Rの取組支援を行う。 ○さらに、災害時も含め市町村が適正に廃棄物を処理できるよう施策を推進する。 ○上記により、測定指標に掲げた目標値を達成できるよう施策を推進する。一般廃棄物のリサイクル率については、近年横ばいで推移しており、リサイクル率向上のための施策をさらに推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	日本の廃棄物処理(平成26年度版)
---------------------------	-------------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑱)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,006	9,223	7,199	9,424
		補正予算(b)	1,527	2,000	2,177	-
		繰越し等(c)	2,741	1,513	-2,186	
		合計(a+b+c)	14,274	12,736	7,190	
執行額(百万円)	14,260	12,686	7,034			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第三次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量 (百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		419	386	381	379	385	調査中	423	
		年度ごとの目標値							
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		52	53	52	55	53	調査中	53	
		年度ごとの目標							
	産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		20	14	12	13	12	調査中	13	
		年度ごとの目標							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 全ての測定指標について、目標を達成した。
	施策の分析	・平成25年度実績においては、全ての測定指標について目標を達成したものの、排出量とリサイクル率については平成24年度実績より後退した。 ・がれき類や鉱さい、ばいじん等の主要なリサイクル用途は建設資材等に集中していることから、建設需要が低下した場合や地域によって需給バランスが異なった場合には行き先を失う可能性がある。このため、今後は、再生材の新規用途への利用促進や地域間での需給調整のための対策が必要となるほか、長期的には日本全体としての需給バランスについても十分に考慮する必要がある。加えて、資源価格などの社会動向にも配慮して取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。  【測定指標】 ・平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更したことに伴い、平成28年度以降の測定指標を見直した。 ・更なる産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等
---------------------------	-----------------

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-10)

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進</li> <li>・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進</li> <li>・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進</li> </ul>					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現</li> <li>・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現</li> <li>・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	375	471	663	632
	補正予算(b)	3,055	2,304	2,487	—	
	繰越し等(c)	578	721	△ 232		
	合計(a+b+c)	4,008	3,495	2,918		
執行額(百万円)	3,964	3,267	2,729			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)</li> <li>・「日本再興戦略 2016」(平成28年6月2日閣議決定)</li> </ul>					

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		123	—	123	110	90	—	100	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	34年度	○
		—	10	10	13	13	13	0	
	年度ごとの目標		10	10	13	13	13		
	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	△
		187	192	187	159	165	—	150	
	年度ごとの目標		—	150	150	150	150		
	ハーセル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	○
		—	—	—	—	0	3	4	
年度ごとの目標		—	—	—	0	1			
ハーセル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×	
	9	—	7	5	9	20	4		
年度ごとの目標		—	—	—	—	8			
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○	
	—	—	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標		—	0	0	0	0			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は着実に減少しており、目標を前倒しで達成した。</li> <li>・また、特定支障除去等事業も計画どおり進捗している。</li> <li>・一方で、バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数は、26年度、27年度と増加傾向にある。</li> </ul>
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は減少しているものの、不法投棄の新規発生件数は近年横ばいで推移しており、未だ撲滅には至っていないことから、引き続き、未然防止・拡大防止対策の徹底を図っていく必要がある。</li> <li>・また、廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされたところ。</li> <li>・廃棄物等の越境移動の適正化の推進については、本年6月2日に閣議決定された日本再興戦略2016においても、「国内外で発生した二次資源(使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等)について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」とされたところである。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現、有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現、廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現のために、今後も不断の取組が必要である。</li> </ul> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要指標である、支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数については、前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定し取組を推進する。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会 等
-----------------	------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成26年度)について(<a href="http://www.env.go.jp/press/101759.html">http://www.env.go.jp/press/101759.html</a>)</li> <li>・支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(平成27年9月) <a href="http://www.env.go.jp/press/101560.html">http://www.env.go.jp/press/101560.html</a></li> <li>・「廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入」<a href="http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html">http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html</a></li> <li>・平成28年4月25日付け報道発表「廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会報告書」のとりまとめについて(お知らせ)<a href="http://www.env.go.jp/press/102431.html">http://www.env.go.jp/press/102431.html</a></li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-19)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	67	71	117	128
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	67	71	117	
執行額(百万円)	52	73	113			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)					

測定指標	浄化槽処理人口普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度	×
		8.75	8.75	8.75	8.88	8.92	調査中	12	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ (進展が大きくない) (判断根拠) 廃棄物処理施設整備計画に基づき、平成29年度時点で浄化槽処理人口普及率の目標を12%としているが、平成26年度末時点において8.92%(東北1県除く)であり、ここ数年は、ほぼ横ばいの傾向のため現状では目標の達成は困難である。
	施策の分析	浄化槽全数(単独含む)に占める合併処理浄化槽の割合は、着実に上がっている(43%(H25)→45%(H26))ものの、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が画期的には進んでいないことや浄化槽ではなく下水道を期待する声が根強いこと、また、世帯人員が減少していること等により浄化槽処理人口普及率が伸び悩んでいる。人口分散地域における污水处理整備の早期概成に向け、浄化槽の污水处理サービスとしての信頼性・生産性の向上をより一層進める必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 自立・分散型の地域社会構築に資する浄化槽普及戦略をH28に策定した上で、公共サービスとして効果的・効率的な浄化槽整備事業の促進に向けた検討を行う。さらに、ICT化の促進等により浄化槽分野における生産性の向上を図る。  【測定指標】 現状の指標は浄化槽の普及しか評価していないが、浄化槽の環境保全効果を測定する上では、適正管理の面も評価できる指標に見直す必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者及び関係団体の参加を得て、広く意見交換を行った「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」(全10回、平成26年10月～平成28年3月)の取りまとめ提言を施策の分析、方向性などに反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成22～26年度末の污水处理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-20)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	災害廃棄物のできるだけ早期の処理・処分を完了する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	134,828	33,863	23,133	35,749
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	304,251	54,856	15,061	
		合計(a+b+c)	439,079	88,719	38,194	
執行額(百万円)	383,571	57,458	24,586			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
	%	58	97	99	99		100	○	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり  (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り平成26年3月末までに完了。 ○福島県についても平成27年3月末までに、一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
	施策の分析	○東日本大震災からの1日も早い復旧・復興のために、災害廃棄物の早期処理完了は不可欠であり、平成26年3月末までの処理完了を目指して、施策を実施(岩手県と宮城県沿岸部に31基の仮設焼却炉と22箇所の仮設破碎選別施設を設置。18都府県で約62万トンの災害廃棄物の広域処理を実施。)。その結果、岩手県と宮城県を含む12道県については目標通り、災害廃棄物の処理を完了し、さらに災害廃棄物の約82%、津波堆積物の約99%を再生資材として公共事業等にて利用した。 ○平成26年3月末までに処理完了が困難であった福島県の一部地域について、平成25年8月末に処理の進捗状況等を総点検し、今後の見通しを公表した。この見通しに基づき、きめ細かな進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指して、施策を実施している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 処理が完了していない福島県の一部地域については、進捗管理を実施しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を行う。  【測定指標】 災害廃棄物の処理については、その処理割合が100%になることを目標に進めることが適当である。岩手県と宮城県の災害廃棄物の処理は目標通り完了しており、上記測定指標により福島県についてもできるだけ早期の処理完了を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------

測定指標		実績値					目標年度	目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
指標	1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]						27年度	807(26年度計画値)	△
	ア. ガラス製容器	791	786	798	782	調査中		132(26年度計画値)	×
	イ. 紙製容器包装	91	89	90	82	調査中		305(26年度計画値)	△
	ウ. ペットボトル	298	299	302	292	調査中		763(26年度計画値)	△
	エ. プラスチック製容器包装	726	727	734	731	調査中	1,658(95.2%)(26年度計画値)	△	
	2. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施等市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]						30年度	842(48.4%)(26年度計画値)	×
	ア. 無色のガラス製容器	1,639(94.1%)	1,635(93.9%)	1,634(93.8%)	1,640(94.2%)	調査中		1,683(96.7%)(26年度計画値)	○
	イ. 紙製容器包装	613(35.2%)	612(35.1%)	644(37.0%)	661(38.0%)	調査中		1,367(78.5%)(26年度計画値)	△
	ウ. ペットボトル	1,694(97.2%)	1,696(97.4%)	1,702(97.7%)	1,717(98.6%)	調査中		60(～20年度)	○
	エ. プラスチック製容器包装	1,293(74.2%)	1,307(75.0%)	1,312(75.3%)	1,295(74.4%)	調査中	70(21～26年度)	○	
	3. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]						各年度	80(27年度～)	○
	ア. 家庭用エアコン	89	91	91	92	93		55	○
	イ. ブラウン管式テレビ	79	82	79	75	73		50(～26年度)	○
ウ. 液晶・プラズマテレビ	83	87	89	89	89	74(27年度～)	○		
エ. 冷蔵庫・冷凍庫									
オ. 洗濯機・衣類乾燥機									
4. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率[%]									
5. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]									
ア. 食品製造業									
イ. 食品卸売業									
ウ. 食品小売業									
エ. 外食産業									
6. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[建設発生木材:%]									
7. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合)									
ア. デスクトップパソコン									
イ. ノートブックパソコン									
ウ. ブラウン管式表示装置									
エ. 液晶式表示装置									
オ. ニカド電池									
カ. ニッケル水素電池									
キ. リチウムイオン電池									
ク. 小形制御弁式鉛蓄電池									
8. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]									
ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)									
イ. ガス発生器(エアバッグ類)									
9. 小型家電リサイクル法における小型家電の回収量[万ト]									
10. (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体数(全自治体に対する割合)[自治体数(%)]									
11. 一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))[%]									
12. ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]									
13. 容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]									

エ	79	80	80	80	82		50(～20年度) 60(21～26年度) 70(27年度～)	○
オ	87	86	88	88	90		50(～20年度) 65(21～26年度) 82(27年度～)	○
4	-	-	49.0	53.1	調査中	30 年度	56	△
5ア	95	95	95	95	調査中	31 年度	95	○
イ	57	58	58	57	調査中		70	×
ウ	41	45	45	46	調査中		55	×
エ	23	24	25	24	調査中		50	×
6	-	94.4	-	-	-	30 年度	95	△
7ア	76.6	77.8	78.4	76.6	調査中	各 年 度	50	○
イ	57.2	59.4	59.3	60.4	調査中		20	○
ウ	74.4	71.6	70.9	71.6	調査中		55	○
エ	71.8	72.6	74.3	74.4	調査中		55	○
オ	72.8	72.6	72.2	71.1	調査中		60	○
カ	76.6	76.6	76.6	76.6	調査中		55	○
キ	60.4	61.1	60.5	57.9	調査中		30	○
ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50	○
8ア	93.2-93.4	93～96.8	96-97.7	96.8-98.1	調査中	各 年 度	50(～26年度) 70(27年度～)	○
イ	93.3～94.0	93～95	94～95	94～95	調査中		85	○
9	-	-	2.40	5.05	調査中	27 年度	14	×
10	-	341 (19.6%)	754 (43.3%)	1,073 (61.6%)	調査中	30 年度	1,400 (80%)	×
11	20.6	20.5	20.6	20.6	調査中	29 年度	26	×
12	-	-	6	調査中	調査中	平 成 30 年 度	9	×
13	-	-	1	4	調査中	平 成 30 年 度	8	×

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-⑦)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,615	5,304	5,164	5,263
		補正予算(b)	977	1,180	1,298	-
		繰越し等(c)	996	1,095	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,588	7,579	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,407	7,219	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
		-	19	23	14	18	22	14	○
	年度ごとの目標値		19	19	14	14	14		
測定指標	②化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
		-	98(122%)	86(108%)	53(66%)	88(110%)	77(96%)	80(100%)	△
	年度ごとの目標値		80	80	80	80	80		
測定指標	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	
		-	63	85	107	114	132	200	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	100		
測定指標	④子どもの健康と環境に関する全国調査の調査終了時における追跡率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	39年度	
		80%	-	-	-	99%	98%	80%	○
	年度ごとの目標		-	-	-	80%	80%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標を上回る22物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表した。                  ②化学物質環境実態調査では、27年度達成率が96%と目標をほぼ達成した。                  ③化学物質の内分泌系かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌系かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を達成した。                  ④エコチル調査で得られた成果をより信頼性の高いものにするために必要な追跡率(調査参加者のうち継続して参加している者の割合)80%を上回っており、目標を達成した。</p>
	施策の分析	<p>①環境リスク初期評価については、平成27年度までに336物質について評価を取りまとめ、公表している。評価結果について、必要に応じて関係部局等に情報提供することで、環境を経由した化学物質による影響の未然防止に寄与している。</p> <p>②化学物質環境実態調査の結果については、調査要望を受けていた省内の化学物質規制等の施策を行っている部署にフィードバックし、それぞれの施策に活用された。</p> <p>③化学物質の内分泌系かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌系かく乱作用に関する今後の対応— EXTEND2010 —」(EXTEND2010)で設定した目標を超過達成し、着実にリスク評価に向けた取り組みを進めている。</p> <p>④子どもの健康と環境に関する全国調査については、平成27年度までの追跡調査において調査対象者の追跡率は目標にあげていた80%以上を維持している。追跡率の維持は調査のデータの蓄積に寄与することで、調査の効果的な実施に繋がり、ひいてはこれらが次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与している。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b></p> <p>①環境リスク初期評価については、引き続き、関係課室の要望を踏まえて化学物質の初期評価を実施する。          ②化学物質によるヒトや生態系への影響を未然に防ぐため、引き続き、環境実態調査の結果を、調査要望があった化学物質管理を所管している部署へフィードバックしていく必要がある。          ③平成28年度に新たにEXTEND2016を策定し、これまでと同様に化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価、管理に向けた取組を継続する。          ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、引き続き調査を実施することで、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</p> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>①環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。          ②化学物質環境実態調査については、引き続き、調査を行った物質・媒体数を指標とする。          ③化学物質の内分泌かく乱作用については、平成28年度にEXTEND2010を引き継ぐ形でEXTEND2016を策定していることから、目標値を新たに設定した上で引き続き本指標を用いる。          ④子どもの健康と環境に関する全国調査については、調査参加者の追跡率のみに留まらず、追跡調査によるデータの蓄積や平行して行う化学物質の分析の進捗も勘案して、測定指標を「子どもの健康と環境に関する全国調査の推進」に変更する。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。          ②中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。          ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。          ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>化学物質の環境リスク評価(第14巻)          平成27年度版「化学物質と環境」          子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境リスク評価 室長 笠松 淳也 環境安全課長 立川 裕隆</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年6月</p>
--------------	-------------------------------------	----------------------------	--	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	649	711	728	709
		補正予算(b)	-	-	0	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	649	711	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	595	667	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	○
		-	37	22	61	131	73	-	
		年度ごとの目標値	-	-	40	40	40	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量(pg-TEQ/kg/日)(基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		-	0.85	0.69	0.7	0.59	0.7	4以下	
		年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量・移動量(トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	401,284	384,637	376,256	383,090	集計中	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
		-	29	25	28	27	24	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①平成27年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度目標の40物質を上回っており、目標を達成した。 ②ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。 ③「PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、取組を強化していく必要がある。 ④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成26年度においては平成25年度とほぼ同水準の派遣状況となった。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、各種モニタリング調査のデータを収集・解析・公表することにより化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。 ③化管法に基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を着実に運用している。平成27年度は平成26年度把握分として届出されたデータの集計及び非点源排出源(家庭、自動車等)からの環境中への排出量の推計を行い、結果を公表した。 ④PRTRデータを中心とした化学物質の環境リスクについて、住民・事業者や自治体での調整及び講義等を行い、化学物質対策における人材育成を担う「化学物質アドバイザー」制度を着実に実施している。

次期目標等への 反映の方向性	【施策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価※を着実に進めていく。 (※生態毒性、人への毒性、製造・輸入数量を勘案したスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同で中央環境審議会等で審議している。)</li> <li>・化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</li> <li>・引き続きPRTR制度の運用を着実に実施するとともに、必要な見直しの検討準備を行う。</li> <li>・引き続き化学物質アドバイザー制度を着実に実施する。</li> </ul>
	【測定指標】	<p>①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスが付与を実施していく。 ※なお、本測定指標については、今年度から予定している検討会・審議会等における化審法の見直しに関する有識者の審議を踏まえて、見直すこととしている。</p> <p>②ダイオキシン類の一日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されていることを踏まえ、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</p> <p>③化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果としての対象化学物質(第一種指定化学物質)の届出排出量を指標とし、目標値を設定した。</p> <p>④平成28年度より、化学物質アドバイザーの派遣数を前年度以上とすることを目標値として設定し、リスクコミュニケーションの更なる推進を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</li> <li>・「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成27年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について
---------------------------	----------------------------------

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 立川 裕隆 環境リスク評価室長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	------------------------------	--------------------	---	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	252	379	451	527
	補正予算(b)	-	1	△1	-	
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	252	378	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	256	357	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数(候補物質も含む。)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		年度ごとの目標値	12	12	12	12	12		
	②途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	○
		年度ごとの目標	3	6	10	3	6		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施したPOPs条約規制物質及び候補物質数について選定要件より設定した目標値を超過達成した。 ②水銀対策について、平成27年度はブラジル、イラン、パラオを対象として、ニーズ調査及びワークショップを開催し、我が国の水銀対策技術シーズとのマッチングや条約締結に向けた取組に関する情報交換等を行い、水俣条約締結に向けた支援を行った。
	施策の分析	<POPs条約対応> ・POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行うと共に、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 <水銀対策> ・ニーズ調査対象となったすべての国からは水俣条約締結の意思を確認できた。 ・イランのように締結に向けた国内手続きが進んでいる国もあり、今後支援対象国が条約締結に向かうことが期待できる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後もPOPs条約事務局へ提出する有効性評価及び国内の汚染状況把握のためPOPsモニタリングを継続して行う。 ②水俣条約の効果的な実施に向け、引き続き途上国等の水銀対策に係る取組を支援する。  【測定指標】 ①「化学物質環境実態調査における当面の運用方針」の物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数。 ②これまで、水俣条約の締結に向けた支援を実施した累積国数を指標としていたが、今後具体的に案件形成を進める段階に入ることから、平成28年度からは途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)で評価を行うこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>POPs条約対応のため、POPsモニタリング検討会を実施している。また、SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。水俣条約については、「我が国の水銀対策手法の国際展開に係る勉強会」を開催し、有識者の意見を踏まえた対応を行っている。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「化学物質環境実態調査における当面の運用指針」(環境安全課)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	環境保健企画管理課水銀対策推進室・環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	水銀対策推進室長 高橋 一彰 環境安全課長 立川 裕隆	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	------------------------	--------------------	--------------------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	669	550	551	531
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	△ 122	122	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	547	672	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	398	295	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
		-	5	2	4	3	5	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度		
-		150	150	150	149	149	-	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数: 地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシニン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシニン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシニン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。  【測定指標】 ・引き続きA事案区域における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシニン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシニン酸(DPAA)等のリスク評価第3次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	---

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価室長 笠松 淳也	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	----------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

資料1-5

(環境省27-④)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	97,139	138,052	138,710	214,021
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	▲ 5,733	7,901	11,186	
		合計(a+b+c)	91,406	145,953	149,896	
執行額(百万円)	23,644	40,088	88,464			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	<対策地域内廃棄物> 帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場への搬入が完了した市町村数。	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○
		0市町村(累計)	—	3	6	10	—	—	
	年度ごとの目標値	—	3	8	10	—	—		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○
0市町村(累計)		6	16	30	36	—	—		
年度ごとの目標	—	—	36	36	38	—			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場へ搬入することを優先目標として進めていくと規定されている。</p> <p>平成27年度末時点で、平成27年度には、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について一通り完了した。</p> <p>また、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理については、仮置場の確保及び仮設処理施設の整備が進んでいるところ。</p> <p>なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理方針について、ご地元との調整を続けているところ。</p>
	施策の分析	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、</p> <p>①当面必要な仮置場25箇所を供用開始済みであり、災害廃棄物等を順次搬入し、平成27年度末時点での搬入量は約82万トンとなっているところ。</p> <p>②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を8市町村(9施設)で計画しており、平成27年度末現在で、1施設が処理を完了、6施設が稼働中、1施設が建設工事中、1施設が建設工事準備中である。</p> <p>指定廃棄物の処理において、</p> <p>①福島県鮫川村において、8,000Bq/kg超の農林業系副産物の減容化と安定化を図るための事業について、仮設焼却施設での処理を完了したところ。</p> <p>②福島県飯館村蕨平地区において、飯館村と周辺5市町村の可燃性廃棄物等を処理するための仮設焼却施設が、平成28年1月、稼働を開始した。</p> <p>③福島県以外の県については、平成28年2月に茨城県において、指定廃棄物の処理方針が決定した。また、平成27年度末までに、宮城県において、指定廃棄物の放射能濃度の再測定が完了した。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p><b>【測定指標】</b> 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度の測定指標から対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>—</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策担当参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>指定廃棄物対策担当参事官</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	---	----------------------------	---------------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-44)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	512,441	355,987	491,133	657,009
		補正予算(b)	80,407	150,000	78,301	
		繰越し等(c)	▲ 114,803	100,250	91,433	
		合計(a+b+c)	478,045	606,237	660,867	
	執行額(百万円)	464,477	539,308	548,242		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2016 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(2016年3月11日閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		除染特別地域においては、平成27年度末までに田村市、大熊町、楡葉町、川内村、葛尾村、川俣町及び双葉町について、除染実施計画に基づく面的除染が完了。残りの市町村についても除染実施計画に基づく除染を平成28年度中に完了させるべく除染実施中。 なお、避難指示解除の要件(①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示が解除され、平成28年3月までに11市町村中3市町村で避難指示が解除されたところ。	各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり  当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	—
測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいるところ。 その中で除染については、汚染状況重点調査地域について、8県93市町村において、除染実施計画に基づき、作業が進められているところ。そのうち子供の生活環境を含む公共施設等については、福島県内で約9割、福島県外ではほぼ完了となるなど、予定された除染が完了に近づいている。	長期的な目標  総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す	—

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成27年3月から、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、おおむね一年程度かけ、それぞれの現地状況に応じて約1,000㎡程度ずつ除去土壌等を輸送するパイロット輸送を開始し、当初予定していた福島県内全43市町村からパイロット輸送による除去土壌等の搬入を実施した。</p> <p>並行して、施設整備の前提となる用地の取得については、個別訪問等による丁寧な説明を行うとともに地権者の了解を得た上で物件調査を行い、その結果に基づいて、順次、補償額の算定作業と提示を進めている。平成27年11月に、用地取得を促進するために「地権者説明の加速化プラン」を取りまとめた。</p> <p>さらに、平成28年2月に、「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、同年3月には「当面5年間の見通し」を公表した。</p> <p>なお、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発戦略等について検討を進めていくため、外部有識者から構成される「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発戦略検討会」を立ち上げ、検討を行い、検討会の結果を受け、技術開発・実証、再生利用の推進等を含む除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめた。</p>	<p>長期的な目標</p> <p>中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入</p>	—

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり		
		(判断根拠)	<p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。</p> <p>具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成26年度末までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町について計画に基づく除染が完了した。また、平成27年度末までに、葛尾村、川俣町及び双葉町についても計画に基づく面的除染が完了したところ。</p> <p>市町村が中心となって除染を実施する区域についても、福島県内では子どもの生活環境を含む公共施設等、農地・牧草地の除染は約9割、住宅は約8割に達し、福島県外では「完了」、「概ね完了」市町村が57市町村中49市町村となる等予定した除染の終了に近づいている。また、平成28年3月には、汚染状況重点調査地域に指定されていた茨城県鉾田市、栃木県佐野市の指定が解除となった。</p> <p>○平成27年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町に中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を受け入れていただき、同年3月から両町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送開始した。平成28年3月までに、約45000㎡の除染土壌等を搬入したところ。</p> <p>並行して、施設の整備に必要な用地取得を進め、平成28年3月末時点で、83件、約22haの用地を取得した。</p> <p>また、「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、平成28年度から本格的な施設の整備に着手するとともに、段階的に輸送量を増加していくこととしている。</p>	
	施策の分析		<p>○除染作業の実施にあたって、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。国直轄除染については、11市町村中7市町村において除染が完了するなど、確実に進捗している。残りの4市町村についても、除染の加速化及び円滑化を図り、可能な限り工期を短縮化していく。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、引き続き、財政的措置はもとより、技術的支援を行っていく。</p> <p>○「平成28年度を中心とした中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、平成28年度から本格的な施設の整備に着手するとともに、段階的に輸送量を増加していくこととしている。用地取得や施設整備などの施設への継続的な搬入に向けた取組を引き続き着実に進めていくことが必要である。</p>	
次期目標等への反映の方向性		平成28年度末までの除染実施計画に基づく面的除染の完了、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進に向け、政府一丸となって取り組む。		

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、「環境回復検討会」等において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに資料及び議事録を公表しているところ。
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	神谷洋一(放射性物質汚染対策担当参事官) 西村治彦(中間貯蔵施設担当参事官)	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------------------------------	--------------------	---	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-④)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,400	2,309	2,256	2,151
	補正予算(b)	▲350	0	0	-	
	繰越し等(c)	0	0	0		
	合計(a+b+c)	1,050	2,309	2,256		
執行額(百万円)	942	1,331	1,425			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		15	15	20	22	20		20	
		年度ごとの目標値		10	20	20			
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準値	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		92	92	87				80	
		年度ごとの目標		80	80				
	③対応率(%) (相談員支援センターにおける相談対応)	基準値	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		100	100	100				100	
		年度ごとの目標		100	100				

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、20件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、保健医療福祉関係者、教育関係者等に対し基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修、住民に対し住民セミナー等を実施し、87%の受講者満足度を得た。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談への対応を実施。センターに寄せられる相談に100%対応した。
評価結果	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。 ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)は、「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。	
施策の分析		

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>
---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	--------------------	--------------------	-----------------------	----------	---------